



目 次	
高知県公営企業局管理規程	ページ
◎高知県企業局公印規程の一部を改正する規程	
〈4・1掲示〉	1
◎高知県企業局聴聞手続規程の一部を改正する規程	
〈〃〉	5
◎高知県企業局長が管理する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程	
〈〃〉	5
◎高知県企業局長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程	
〈〃〉	5
◎企業局職員就業規程の一部を改正する規程	
〈〃〉	6
◎企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程	
〈〃〉	12
◎企業局職員の宿舎に関する規程の一部を改正する規程	
〈〃〉	12
◎高知県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程	
〈〃〉	12

公営企業局管理規程

高知県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第4号

高知県企業局公印規程の一部を改正する規程

高知県企業局公印規程(昭和48年高知県企業局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県公営企業局公印規程

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県公営企業局の公印(以下「公印」という。)の作成、使用その他公印に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「管理課所」を「管理者(以下「公印管理者」という。)」に改める。

本則に次の7条を加える。

(公印の新調又は改刻)

第3条 公印管理者は、公印を新調し、又は改刻しようとするときは、あらかじめ、総務課長(高知県公営企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規程第2号)第3条に規定する本局の総務課の長をいう。以下同じ。)の承認を得なければならない。

2 公印管理者は、前項の規定による承認を得て、公印を新調し、又は改刻したときは、次に掲げる事項を総務課長に通知しなければならない。

(1) 公印の種類

(2) 公印の印影

(3) 公印の用途

(4) 公印の使用開始年月日又は使用期間

(公印の廃止)

第4条 公印管理者は、公印の使用を廃止したときは、速やかに、その旨を総務課長に通知するとともに、当該公印を引き継がなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により引き継いだ公印は、1年間保管の後、焼却により廃棄しなければならない。

(公印台帳)

第5条 総務課長は、第3条第2項又は前条第1項の規定による通知を受けたときは、別記様式による公印台帳に所定の事項を登載しなければならない。

2 前項の公印台帳の保存期間は、30年とし、必要に応じ保存期間の更新ができるものとする。

(公印の公告)

第6条 総務課長は、公営企業局印、公営企業管理者印、公営企業局長印、専用公営企業局長印、公営企業局長職務代理者印、病院院長印、病院院長職務代理者印、企業出納員印又は企業出納員職務代理者印を新調し、又は改刻したときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1) 公印の種類

(2) 公印の印影

(3) 公印の用途

(4) 公印の使用開始年月日又は使用期間

(公印取扱者)

第7条 公印管理者は、公印の取扱いを厳正にするため、公印取扱者を定めておかなければならない。

(公印の使用)

第8条 公印管理者又は前条に規定する公印取扱者は、公印の押印を求められたときは、押印する文書及び決裁文書の提示を求め、照合の結果、公印を押印することが適當であると認めたときは、当該文書に明りょうかつ正確に押印しなければならない。

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

2 高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日又は退庁時刻後の公印の使用は、あらかじめ、公印管理者の承認を得て、その指示に従わなければならない。

(公印の事故)

第9条 公印管理者は、公印の偽造、変造、盗用その他公印に関する事故が発生したときは、速やかに、その旨を上司に報告するとともに、総務課長に通知しなければならない。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

公印の種類	ひな形	寸法 (mm)	書体	公印管理者	用途
公営企業局印	高 知 県 公 営 企 業 局 印	方36	てん書	総務課長 県立病院課長	一般文書
公営企業管理者印	高 知 県 ○ ○ 事 業 管 理 者 印	方30	"	必要とする本局の 課の長	"
公営企業局長印	高 知 県 公 営 企 業 局 長 印	方30	"	総務課長 県立病院課長	"
"	"	方15	"	総務課長	納入通知書 の刷り込み用
専用公営企 局長印	高 知 県 公 営 企 業 局 長 印	直径15	"	"	出納事務用

専用公営企業 局長印	高 知 県 公 営 企 業 局 長 印 登 記 専 用	方30	"	"	登記用
専用公営企業 局長印	総 合 制 御 所 高 知 県 公 営 企 業 局 長 印 專 用	方21	"	総合制御所長	工事及び業務委託の執行に関する事務用並びに駐車場使用許可及び保管場所使用承諾証明用
"	発電管理事務所 高 知 県 公 営 企 業 局 長 印 專 用	方21	"	発電管理事務所長	工事及び業務委託の執行に関する事務用
課長印 所長印	高 知 県 公 営 企 業 局 ○ ○ 課 (所) 長 印	方21	"	本局の各課及び各事業所の長	一般文書

公営企業局企 業出納員印	高知県公営 企 業 局 企 業 出 納 員 印	方21	”	総務課長 県立病院課長	出納事務用	専用公営企業 局長印	高知県立○○病院 高 知 県 公 営 企 業 局 長 印 專 用	方30	”	病院院長	一般文書
ダム水路主任 技術者印	高 知 県 ○ ○ ダ ム 水 路 主 任 技 術 者 印	方21	”	発電管理事務所長	一般文書	病院院長印	高 知 県 立 ○ ○ 病 院 長 印	方21	”	”	”
電気主任技術 者印	高 知 県 ○ ○ 電 气 主 任 技 術 者 印	方21	”	必要とする事業所 の長	”	”	高 知 県 立 ○ ○ 病 院 長 印	方17	”	”	納入通知書 等の刷り込み用
契印	公 営 企 業 局 契 印	直径30 短径13	”	本局の各課及び各 事業所の長並びに 各病院院長	”	”	高 知 県 立 ○ ○ 病 院 長 印	方12	”	”	”

病院企業出納員印	高 知 県 立 ○ ○ 病 院 企 業 出 納 員 印	方21	〃	病院企業出納員	出納事務用		別表の次に次の様式を加える。
----------	--------------------------------------	-----	---	---------	-------	--	----------------

備考 「公営企業管理者職務代理者印」、「公営企業局長職務代理者印」、「専用公営企業局長職務代理者印」、「公営企業局企業出納員職務代理者印」、「病院院長職務代理者印」及び「病院企業出納員職務代理者印」は、この表の「公営企業管理者印」、「公営企業局長印」、「専用公営企業局長印」、「公営企業局企業出納員印」、「病院院長印」及び「病院企業出納員印」欄の規格に準じ作成するものとする。

別記様式 (第5条関係)

公印台帳

公印の種類		使用課(事業所・病院)名	
印影	公印管理者		
	登録年月日		
	使用開始年月日又は使用期間		
	廃止年月日		
	用途		
	備考		

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県企業局聴聞手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂  
**高知県公営企業局管理規程第5号**

**高知県企業局聴聞手続規程の一部を改正する規程**

高知県企業局聴聞手続規程(平成6年高知県企業局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県公営企業局聴聞手続規程**

本則中「高知県企業局」を「高知県公営企業局」に改める。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県企業局長が管理する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂
高知県公営企業局管理規程第6号

高知県企業局長が管理する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

高知県企業局長が管理する公文書の開示等に関する規程(平成2年高知県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「高知県企業局長」を「高知県公営企業局長」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県企業局長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂  
**高知県公営企業局管理規程第7号**

**高知県企業局長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程**

高知県企業局長が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成13年高知県企業局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「高知県企業局長」を「高知県公営企業局長」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。



企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

#### 高知県公営企業局管理規程第8号

##### 企業局職員就業規程の一部を改正する規程

企業局職員就業規程(昭和28年高知県電気局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

##### 高知県公営企業局職員就業規程

第1条中「企業局職員」を「高知県公営企業局職員」に、「もの外」を「もののほか」に改める。

第2条の見出しを「(服務の根本規律等)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員は、事業の公共性を十分に認識し、県民全体の奉仕者として、常に公共の福祉の増進に努め、その職務を能率的に遂行しなければならない。

第17条中「公務に」を「事務若しくは事業に」に改め、同条を第52条とする。

第16条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条を第51条とする。

第15条中「及び事業所の長の指揮を受け」を「又は事業所の長若しくは院長の指揮を受け、」に改め、同条を第50条とする。

第14条を第49条とする。

第13条第1項中「及び事業所(高知県企業局組織規程)を「並びに事業所(高知県公営企業局組織規程)に、「」の長は」を「第50条において同じ。)及び病院の長は、」に改め、同条を第48条とする。

第12条第2項中「局長」を「公営企業局長」に改め、同条第3項中「職場の整理整頓」を「、職場の整理整頓」に改め、同条第4項中「規則」を「規程」に改め、同条を第47条とする。

第11条を第46条とする。

第10条の見出しを「(交代勤務引継ぎ)」に改め、同条を第45条とし、同条の前に次の13条を加える。

##### (介護休暇)

**第32条** 介護休暇は、職員が次に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認

められる場合における休暇とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び別表第2において同じ。)
- (2) 二親等以内の血族及び二親等以内の姻族(配偶者の父母を除く。)
- (3) 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子
- (4) 配偶者の父母の配偶者

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇を一定の期間を定めて与える場合の期間の算定については、当該期間に週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

4 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

5 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

6 介護休暇は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)第17条第1項の管理者が定める休暇とし、介護休暇の間は、同項の規定の例により給与を減額する。

(病気休暇及び特別休暇の承認等)

**第33条** 職員が病気休暇又は特別休暇(第30条第1項の表の7の項及び8の項の休暇を除く。次項において同じ。)の承認を受けようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面により公営企業局長に請求しなければならない。

2 公営企業局長は、病気休暇又は特別休暇の請求について、第29条に定める場合又は第30条第1項の表の規定に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。

3 病気、災害その他やむを得ない事由により第1項の規定によることができなかった場合においては、勤務しなかった日から週休日並びに休日及び代休日を除いて3日以内に、その事由を付して公営企業局長に承認を求めなければならない。ただし、公営企業局長は、この期間経過後に承認の請求があった場合において、この期間中に請求することができない正当な事由があったと認めるときは、これを承認することができる。

4 病気休暇又は特別休暇(第30条第1項の表の7の項、8の項、10の項及び22の項の休暇を除く。)の承認を受けようとする場合において、その休暇の期間が引き続き6日を超えるものであるときは、医師の証明書その他勤務しない事由を証明する書類を提出しなければならない。

(介護休暇の承認等)

**第34条** 職員が介護休暇の承認を受けようとするときは、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日までに、その事由及

び期間を記載した書面により公営企業局長に請求しなければならない。

2 前項の場合において、第32条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

3 公営企業局長は、介護休暇の請求について、第32条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

4 第12条第3項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

(組合休暇)

**第35条** 組合休暇は、職員が公営企業局長の許可を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに、その組織する労働組合の業務に従事する場合における休暇とする。

2 公営企業局長は、職員がその組織する労働組合の規約に定める執行機関、監査機関、議決機関(代議員制をとる場合に限る。)、投票管理機関及び諮問機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合並びに当該労働組合の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該労働組合の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。

3 組合休暇は、一年において30日を超えない範囲内で、1日又は1時間を単位として与えるものとする。

4 週休日又は休日若しくは代休日をはさんで組合休暇を与えた場合は、当該週休日又は休日若しくは代休日は、組合休暇としない。

5 1時間を単位として与えられた組合休暇を日に換算する場合は、8時間(再任用短時間勤務職員のうち、同一勤務型職員にあってはその者の勤務日の1日当たりの勤務時間、同一勤務型職員以外の職員にあってはその者の勤務日の1日当たりの平均勤務時間)をもって1日とする。

6 職員が組合休暇の許可を得ようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面により公営企業局長に請求しなければならない。

7 組合休暇は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条第1項の管理者が定める休暇とし、組合休暇の間は、同項の規定の例により給与を減額する。

(職務に専念する義務の免除)

**第36条** 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年高知県条例第3号)第2条第3号の規定に基づく職員があらかじめ公営企業局長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除される能够である場合は、同条第1号及び第2号に規定する場合を除くほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県の特別職の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合  
 (2) 当該職員の職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合  
 (3) 県の行政又は公営企業局の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる公共的団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合  
 (4) 国若しくは地方公共団体の機関、学校又は公共的団体等の委嘱を受けて講習、講義等を行う場合  
 (5) 当該職員の職務上の教養に資する講習、講義等を受講する場合  
 (6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学の通信教育を受けている者が所定の授業科目の単位数を修得するため面接授業を受ける場合  
 (7) 教育又は研究のために他の事業又は事務に従事する場合  
 (8) 国又は地方公共団体が行う当該職員の職務に関連ある試験を受ける場合  
 (9) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下この項において「地公労法」という。)第13条の規定に基づき苦情処理共同調整会議に出席する場合  
 (10) 地公労法第14条の規定により調停の申請をし、若しくは地公労法第15条の仲裁の申請をし、又はこれらの審理のため労働委員会の要求を受けて出頭する場合  
 (11) 地公労法第7条の規定に基づき団体交渉を行う場合  
 (12) 前各号に掲げる場合のほか、公営企業局長が特別の事由があると認める場合
- 2 職員は職務に専念する義務の特例に関する条例及び前項の規定に基づく職務に専念する義務の免除についての承認を受けようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面により公営企業局長に請求し、その承認を受けなければならない。

## (育児休業)

**第37条** 職員の育児休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の定めるところによる。

## (退職)

**第38条** 職員が退職を希望するときは、あらかじめ、文書をもって公営企業局長に願い出なければならない。

2 職員は、前項の規定により退職を願い出た後であっても、公営企業局長の承認があるまでは、引き続き勤務しなければならない。

## (定年)

**第39条** 職員の定年については、職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)の定めるところによる。

## (再任用職員の任期)

**第40条** 再任用職員の任期については、職員の再任用に関する條

例(平成12年高知県条例第3号)の定めるところによる。  
 (共済)

**第41条** 職員の共済については、地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)の定めるところによる。

## (表彰)

**第42条** 職員の表彰については、高知県職員表彰規程(昭和37年9月高知県訓令第46号)の規定の例による。

## (分限)

**第43条** 職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果については、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年高知県条例第41号)の定めるところによる。

## (懲戒)

**第44条** 職員の懲戒の手続及び効果については、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年高知県条例第42号)の定めるところによる。

## 第9条の2を削る。

第9条の見出し中「病気休暇等」を「病気休暇及び特別休暇」に改め、同条中「、特別休暇(前条第2項第3号)を「又は特別休暇(前条第1項)に改め、「及び介護休暇」を削り、「、週休日」を「週休日」に改め、同条を第31条とする。

第8条の見出しを「(特別休暇)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項の表以外の部分を次のように改める。

特別休暇は、災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、次の表に掲げるとおりとする。

第8条第2項の表の9の項中「前号」を「前条」に改め、同表の14の項ア中「10週間」を「14週間」に改め、同表の20の項中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に、「局長」を「公営企業局長」に、「つど」を「都度」に改め、同表の22の項中「別表第1」を「別表第2」に改め、同項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の特別休暇のうち同項の表の10の項、11の項、15の項、16の項、18の項及び20の項の休暇の承認を与える期間については、これらの項に掲げる日数に8時間を乗じて得た時間数に1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数(1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数)を超えない範囲内とする。

第8条第3項から第22項までを削り、同条を第30条とし、同条の前に次の4条を加える。

(正規の勤務時間において監視又は断続的業務に従事する職員の特例)

**第26条** 公営企業局長は、第4条から前条までの規定にかかわらず、正規の勤務時間において監視又は断続的業務に従事する職員については、労働基準監督署長の許可を受けて、当該職員の

勤務時間、週休日、休憩時間及び休日について別に定めることができる。

## (休暇の種類)

**第27条** 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

## (年次有給休暇)

**第28条** 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とし、1日又は1時間(再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員(以下「同一勤務型職員」という。)以外の再任用短時間勤務職員にあっては、1時間)を単位として与えるものとする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 20日(再任用短時間勤務職員にあっては、20日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(同一勤務型職員以外の再任用短時間勤務職員にあっては、160時間に第4条第2項の規定により定められたその者の勤務時間(第30条第2項において「1週間当たりの勤務時間」という。)を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、第6条第1項に規定する4週間に超えない期間におけるその者の勤務時間を当該期間における勤務日数で除して得た時間数(以下「1日当たりの平均勤務時間」という。)を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。)

(2) 次号及び第4号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となったもの 新たに職員となった月に応じ、次の表の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、公営企業局長が別に定める日数)

| 職員となった月    | 日数  |
|------------|-----|
| 1月(1日を除く。) | 20日 |
| 2月         | 18日 |
| 3月         | 17日 |
| 4月         | 15日 |
| 5月         | 13日 |

|     |     |
|-----|-----|
| 6月  | 12日 |
| 7月  | 10日 |
| 8月  | 8日  |
| 9月  | 7日  |
| 10月 | 5日  |
| 11月 | 3日  |
| 12月 | 2日  |

(3) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年において国家公務員、地方公務員（職員を除く。）又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち公営企業局長が別に定めるものに使用される者（以下この項において「国家公務員等」という。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が職員となった月に応じた前号の表の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、公営企業局長が別に定める日数）

(4) 当該年の前年において国家公務員等であった者で、引き続き当該年に新たに職員となったもの又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により当該年において採用された職員 20日に当該職員の当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、公営企業局長が別に定める日数）

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が

退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、一の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。  
4 週休日又は休日若しくは代休日をはさんで年次有給休暇を与えた場合は、当該週休日又は休日若しくは代休日は、年次有給休暇としない。

5 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、8時間（再任用短時間勤務職員のうち、同一勤務型職員にあってはその者の勤務日の1日当たりの勤務時間、同一勤務型職員以外の職員にあってはその者の勤務日の1日当たりの平均勤務時間）をもって1日とする。

6 年次有給休暇の請求は、あらかじめ、その期間を記載した書面により行うものとする。

7 公営企業局長は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが事務又は事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

#### （病気休暇）

**第29条** 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の規定に基づき厚生労働省令で定められた疾病にかかる期間

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条、第8条、第19条、第20条、第26条、第46条及び第53条の規定に基づく入院の期間

(3) 前2号に規定するもの以外の疾病又は負傷については、医師の指示による最小限度必要な期間

(4) 前3号に掲げる場合であって、事務若しくは事業によらない疾病又は負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）によらない疾病又は負傷については、次に掲げる期間

ア 結核性疾患 引き続き3年以内

イ 別表第1に定める難病 引き続き1年以内

ウ 高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病及び悪性新生物 引き続き180日以内

エ 地方公務員災害補償法第45条第2項の規定により、公営企業局長が事務若しくは事業又は通勤により生じたもので

あると意見を付した疾病又は負傷 引き続き1年以内  
オ アからエまでに掲げるもの以外の疾病又は負傷引き続き150日（職員の責めに起因することが明らかであると認められる場合は、90日）以内

3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により派遣された職員若しくは同法第5条の規定により職務に復帰した職員又は同法第10条第1項の規定により採用された職員に関する前2項の規定の適用については、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）第2条第1項各号に掲げる団体（次項において「派遣先団体」という。）又は同条例第10条に規定する特定法人（次項において「特定法人」という。）の業務を事務若しくは事業と、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤とみなす。

4 第2項第4号エの規定は、前項の職員について、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第23条の2第1項の規定に基づき、事業主である派遣先団体又は特定法人が業務又は通勤により生じたものであると意見を付した場合に準用する。

第7条の2第1項中「局長は、職員に休日である第4条、第5条又は第6条」を「公営企業局長は、前条の規定による勤務を命ぜられた職員以外の職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この条において「休日」と総称する。）である第5条第2項、第6条又は第7条」に改め、同条を第25条とし、同条の前に次の2条を加える。

#### （休日）

**第23条** 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。第25条第1項において「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。（休日の特例）

**第24条** 前条の規定は、次に掲げる病院事業に従事する職員が休日（公営企業局長が別に定める日を除く。）に勤務することを命ぜられた場合には、これを適用しない。この場合において、公営企業局長は、当該職員については特定した日に代休を与えるものとする。

(1) 交替制勤務の職員

(2) 炊事又は配膳の業務に従事する職員

(3) 汽缶の業務に従事する職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、公営企業局長が特に必要と認める業務に従事する職員

第5条から第7条までを削る。

第4条の9中「第4条の6（第2項を除く。）から前条（第1項第3号及び第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。）までの規定は、要介護者」を「前3条（第19条第2項並びに前条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号を除く。）の規定は、第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に、

「第4条の6」を「第19条第1項」に、「養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」を「養育する」とあるのは「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者のある職員が、当該者を介護する」と、「要介護者」を「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に改め、同条を第22条とする。

第4条の8第1項中「第4条の6第1項」を「前条第1項」に改め、同項第4号を削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第19条第2項に規定する職員に該当しなくなった場合

第4条の8第2項中「第4条の6の規定による」を「前条第1項に規定する」に改め、同条第3項中「局長」を「公営企業局長」に改め、同条第4項中「前条第5項」を「第12条第3項」に改め、同条を第21条とする。

第4条の7第2項中「前条第1項」を「前項」に、「局長は、同項」を「公営企業局長は、前条第1項」に改め、同条第3項中「局長は、前条第1項」を「公営企業局長は、第1項」に、「同項」を「前条第1項」に改め、同条第4項中「局長」を「公営企業局長」に改め、同条第5項を次のように改め、同条を第20条とする。

5 第12条第3項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

第4条の6第1項中「局長」を「公営企業局長」に改め、同条を第19条とする。

第4条の5中「第4条の2（第2項を除く。）から前条（第1項第3号及び第4号を除く。）までの規定は、第8条第14項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「前3条（第15条第2項並びに前条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に、「第4条の2」を「第15条第1項」に、「養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」を「養育する」とあるのは「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員が、当該者を介護する」と、「要介護者」を「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に改め、同条を第18条とする。

第4条の4第1項中「第4条の2第1項」を「前条第1項」に改め、同項第4号を削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第15

条第2項に規定する職員に該当しなくなった場合

第4条の4第2項中「第4条の2第1項」を「前条第1項」に改め、同条第3項中「局長」を「公営企業局長」に改め、同条第4項中「前条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条を第17条とする。

第4条の3第2項中「前条第1項」を「前項」に、「局長」を「公営企業局長」に改め、同条第3項を次のように改め、同条を第16条とする。

3 第12条第3項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

第4条の2第1項中「企業局長（以下「局長」という。）」を「公営企業局長」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の8条を加える。

(週休日の振替等)

**第7条** 公営企業局長は、職員に第5条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日のうち、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り（次項において「週休日の振替」という。）又は当該期間内にある勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。第3項において同じ。）の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下この条において「半日勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

2 公営企業局長は、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行う場合には、週休日の振替等を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 公営企業局長は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

(休憩時間)

**第8条** 公営企業局長は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

2 公営企業局長は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、事務又は事業の運営に支障がないと認められるときは、当該職員の休憩時間を45分とすることができる。

(1) 小学校第3学年までの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、次のいずれにも該当する者である職員を除く。次号において同じ。）が当該子を養育する場合  
ア 就業していない者（就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。  
イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態にある者でないこと。  
ウ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(2) 小学校に就学している子のある職員が当該子を送迎するため、その住居以外の場所に赴く場合  
(3) 第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員が当該者を介護する場合

(4) 交通機関を利用して通勤した場合に、退勤について終業の時刻から職員の住居に到着するまでの時間（交通機関を利用する時間に限る。）が、終業の時刻を早めることにより30分以上短縮されると認められるとき。

(5) 妊娠中の女性職員が通勤に交通機関又は交通用具を利用する場合において、その混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき。

2 公営企業局長は、前項の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して照会等によりその内容について確認することができる。

3 第1項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、一斉に与えないことができるものとし、当該休憩時間を一斉に与えないことができる公署及び職員の範囲は、公営企業局長が別に定める。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

**第9条** 公営企業局長は、第5条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、第6条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は前条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 公営企業局長は、週休日の振替等を行った場合には、別に定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務等)

**第10条** 公営企業局長は、労働基準監督署長の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間において職員に次に掲げる断続的な勤務を命ずることができる。

(1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、物品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視等を目的とする勤務  
(2) 病院（高知県公営企業の設置等に関する条例第2条第5

項に規定する県立病院をいう。第48条第1項において同じ。)における次に掲げる勤務

- ア 入院患者の病状の急変等に対処するための医師の当直勤務
- イ 看護業務の管理又は監督のための看護長等の当直勤務
- ウ 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師(診療エックス線技師を含む。)、臨床検査技師、助産師、看護師又は准看護師の当直勤務
- エ 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための当直勤務

(3) 前2号に掲げる勤務以外の当直勤務

- 2 公営企業局長は、第23条に規定する休日その他公営企業局長が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。
- 3 公営企業局長は、職員に前2項に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。
- 4 公営企業局長は、事務又は事業の運営のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に第1項及び第2項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。
- 5 公営企業局長は、前項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。
- 6 公営企業局長は、第4項の規定により正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

**第11条** 公営企業局長は、次に掲げる職員(職員の配偶者でその子の親であるものが、就業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であり、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でなく、かつ、6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でない場合における当該職員を除く。)が、次条の規定により、その子を養育するために請求した場合には、事務又は事業の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設に請求に係る子(当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。)を出迎えるため赴くもの

- 2 公営企業局長は、育児を行う職員を早出遅出勤務とする措置の実施に当たっては、早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻並びに休憩時間をあらかじめ定めて職員に周知するものとする。この場合において、当該始業及び終業の時刻は、それぞれ午前7時以後及び午後10時以前に設定するものとする。

(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

**第12条** 職員が前条第1項の規定により早出遅出勤務を請求する場合は、請求する一の期間(次条第2項において「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(次条第2項において「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、原則として早出遅出勤務開始日の1週間前までに行うものとする。

- 2 前項の規定による請求があった場合においては、公営企業局長は、事務又は事業の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、事務又は事業の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、公営企業局長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

- 3 公営企業局長は、第1項の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

**第13条** 前条第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
  - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第11条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合
  - (4) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- 2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、前条第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
  - 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を公営企業局長に届け出なければならない。
  - 4 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の早出遅出勤務)

**第14条** 前3条(第11条第1項第2号及び前条第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第11条第1項中「次に掲げる職員(職員の配偶者でその子の親であるものが、就業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であり、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でなく、かつ、6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でない場合における当該職員を除く。)が、次条の規定により、その子を養育する」とあるのは「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員が当該者を介護する」と、第11条第2項中「育児」とあるのは「介護」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「第32条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

第4条の見出しを「(週休日及び勤務時間の割振りの特例)」に改め、同条第1項から第3項まで次のように改める。

公営企業局長は、事務又は事業の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員及び交替勤務の職員については、前条の規定にかかわらず、4週間に超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 公営企業局長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにして、4週間にごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。

- 3 公営企業局長は、勤務の特殊性等により、4週間にごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員については、前項の規定にかかわらず、4週間に超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設けるようにして、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。ただし、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

- (1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようになること。
- (2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。
- (3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

第4条第6項中「第2項」を「前条第3項」に、「局長」を「公営企業局長」に、「第4項」を「第5項」に、「第5条及び第6条」を「第1項及び第7条」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「交替勤務者」を「前項の交替勤務者」に改め、「休息時間は、30分」を削り、「又は」を「、又は」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項及び第2項」を「公営企業局長は、第1項の規定により、電気事業及び工業用水道事業（高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第1条第1項第1号及び第2号に掲げる電気事業及び工業用水道事業をいう。以下同じ。）に従事する職員のうち前条に、「は、交替勤務とし、3直に分け」を「を交替勤務とし」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加え、同条を第6条とする。

4 公営企業局長は、勤務の特殊性等により、前3項の規定により難いと認めるときは、労働基準法の定めるところにより、52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

第4条に次の2項を加える。

8 公営企業局長は、第1項の規定により、病院事業（高知県公営企業の設置等に関する条例第1条第1項第3号に掲げる病院事業をいう。第24条において同じ。）に従事する職員のうち前条の規定による勤務時間によることが不適当な職務の者の勤務時間を交替勤務とし、その始業及び終業時間は、次のとおりとする。ただし、公営企業局長が必要と認めるときは、始業及び終業の時刻をともに2時間を限度として繰り上げ、又は繰り下げて定めることができる。

| 区分  |    | 始業時刻    | 終業時刻    |
|-----|----|---------|---------|
| 深夜勤 |    | 午前零時30分 | 午前9時15分 |
| 日勤  | 1日 | 午前8時30分 | 午後5時15分 |
|     | 半日 | 午前8時30分 | 午後零時30分 |
|     |    | 午後1時    | 午後5時    |
| 準夜勤 |    | 午後4時30分 | 午前1時15分 |

9 公営企業局長は、勤務の特殊性等により、前項の規定により難いと認めるときは、始業及び終業の時刻について別に定めることができる。

第3条の次に次の2条を加える。

(1週間の勤務時間)

第4条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき40時

間とする。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、高知県公営企業局長（以下「公営企業局長」という。）が別に定める。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第5条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、公営企業局長は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 公営企業局長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 前項に規定する勤務時間は、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後5時30分までとなるように割り振るものとする。ただし、午後零時から午後1時までの間は、休憩時間とする。

本則に次の1条を加える。

（臨時及び非常勤職員の就業条件等）

第53条 臨時及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の就業条件その他に関しては、この規程の規定にかかわらず、公営企業局長が別に定める。

別表を次のように改める。

別表第1（第29条関係）

|                 |
|-----------------|
| ベーチェット病         |
| 多発性硬化症          |
| 重症筋無力症          |
| 全身性エリテマトーデス     |
| スモン             |
| 再生不良性貧血         |
| サルコイドーシス        |
| 筋萎縮性側索硬化症       |
| 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 |
| 特発性血小板減少性紫斑病    |
| 結節性動脈周囲炎        |
| 潰瘍性大腸炎          |
| 大動脈炎症候群         |
| ビュルガー病          |
| 天疱瘡             |

脊髓小脳変性症

クローン病

難治性肝炎のうち劇症肝炎

悪性関節リウマチ

パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脑皮質基底核変性症及びパーキンソン病）

アミロイドーシス

後縫靭帶骨化症

ハンチントン病

モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）

ウェゲナー肉芽腫症

特発性拡張型（うっ血）心筋症

多系統萎縮症（綱条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーーー症候群）

表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）

膿疱性乾癬

広範脊柱管狭窄症

原発性胆汁性肝硬変

重症急性膀胱炎

特発性大腿骨頭壞死症

混合性結合組織病

原発性免疫不全症候群

特発性間質性肺炎

網膜色素変性症

プリオン病

原発性肺高血圧症

神經線維腫症

亜急性硬化性全脳炎

バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群

特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

別表第2（第30条関係）

| 死亡した者 |     | 日数  |
|-------|-----|-----|
| 配偶者   |     | 10日 |
| 血族    | 父母  | 7日  |
|       | 子   | 7日  |
|       | 祖父母 | 3日  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                            |    |      |    |        |    |    |                |  |    |  |              |  |    |  |                  |  |    |  |                    |  |    |  |                            |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----|------|----|--------|----|----|----------------|--|----|--|--------------|--|----|--|------------------|--|----|--|--------------------|--|----|--|----------------------------|--|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <table border="1"> <tr><td>孫</td><td>1日</td></tr> <tr><td>兄弟姉妹</td><td>3日</td></tr> <tr><td>おじ又はおば</td><td>1日</td></tr> <tr><td>姻族</td><td>配偶者の父母又は父母の配偶者</td></tr> <tr><td></td><td>7日</td></tr> <tr><td></td><td>配偶者の子又は子の配偶者</td></tr> <tr><td></td><td>1日</td></tr> <tr><td></td><td>配偶者の祖父母又は祖父母の配偶者</td></tr> <tr><td></td><td>1日</td></tr> <tr><td></td><td>配偶者の兄弟姉妹又は兄弟姉妹の配偶者</td></tr> <tr><td></td><td>1日</td></tr> <tr><td></td><td>配偶者のおじ若しくはおば又はおじ若しくはおばの配偶者</td></tr> <tr><td></td><td>1日</td></tr> </table> | 孫                          | 1日 | 兄弟姉妹 | 3日 | おじ又はおば | 1日 | 姻族 | 配偶者の父母又は父母の配偶者 |  | 7日 |  | 配偶者の子又は子の配偶者 |  | 1日 |  | 配偶者の祖父母又は祖父母の配偶者 |  | 1日 |  | 配偶者の兄弟姉妹又は兄弟姉妹の配偶者 |  | 1日 |  | 配偶者のおじ若しくはおば又はおじ若しくはおばの配偶者 |  | 1日 | <p>備考 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。<br/>     2 代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、父母及び子に準ずる。<br/>     3 葬祭のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。</p> <p>附 則<br/>(施行期日)<br/>     1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。<br/>     (経過措置)<br/>     2 この規程による改正後の高知県公営企業局職員就業規程（以下この項において「新規程」という。）第6条第1項に規定する事務又は事業の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員及び交替勤務の職員の休憩時間及び休息時間については、新規程の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。</p> <p>~~~~~</p> <p>企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。</p> <p>平成19年4月1日（掲示済）<br/>     高知県公営企業局長 中澤 彰穂</p> <p><b>高知県公営企業局管理規程第9号</b><br/> <b>企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程</b><br/>     企業局職員被服貸与規程（昭和45年高知県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改める。<br/>     題名を次のように改める。<br/> <b>電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程</b></p> | <p>第1条中「高知県企業局に勤務する職員（常時勤務に服することを要する職員。）を「高知県公営企業局に勤務する職員のうち電気事業及び工業用水道事業（高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第1条第1項第1号及び第2号に掲げる電気事業及び工業用水道事業をいう。）に従事する職員であって、常時勤務に服することを要するもの（」に、「について、」を「に關し」に改める。<br/>     第2条中「別に」を「高知県公営企業局長が別に」に改める。<br/>     第3条第1項「別表」を「別表」に改める。<br/>     第4条第1項中「総務課長」を「総務課長（本局の総務課長をいう。以下同じ。）」に改める。<br/>     第6条第2項中「局長」を「高知県公営企業局長」に改める。<br/>     第7条第1号中「退職」を「退職し、」に改める。<br/>     別記第1号様式中「企業局職員被服貸与規程」を「電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程」に、「うえの」を「上の」に改める。<br/>     別記第2号様式中<br/>     「企業局長」<br/>     を<br/>     「高知県公営企業局長」<br/>     に、「企業局職員被服貸与規程」を「電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程」に改める。</p> <p>附 則<br/>(この規程は、平成19年4月1日から施行する。)</p> <p>~~~~~</p> <p>企業局職員の宿舎に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。</p> <p>平成19年4月1日（掲示済）<br/>     高知県公営企業局長 中澤 彰穂</p> <p><b>高知県公営企業局管理規程第10号</b><br/> <b>企業局職員の宿舎に関する規程の一部を改正する規程</b><br/>     企業局職員の宿舎に関する規程（昭和28年高知県電気局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。<br/>     題名を次のように改める。</p> <p>程第4号）の一部を次のように改正する。<br/>     題名を次のように改める。<br/> <b>電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員宿舎規程</b><br/>     本則第1項中「企業局職員」を「高知県公営企業局に勤務する職員のうち電気事業及び工業用水道事業（高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第1条第1項第1号及び第2号に掲げる電気事業及び工業用水道事業をいう。）に従事する職員」に改める。<br/>     本則第2項中「同規則」を「前項の規定により高知県公務員宿舎規則を準用する場合において、同規則」に、「「企業局長」」を「「高知県公営企業局長」」に、「「局」」を「「高知県公営企業局」」に改める。</p> <p>附 則<br/>(この規程は、平成19年4月1日から施行する。)</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。</p> <p>平成19年4月1日（掲示済）<br/>     高知県公営企業局長 中澤 彰穂</p> <p><b>高知県公営企業局管理規程第11号</b><br/> <b>高知県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程</b><br/>     高知県企業局職員安全衛生管理規程（平成4年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。<br/>     題名を次のように改める。<br/> <b>高知県公営企業局職員安全衛生管理規程</b><br/>     目次中「第17条」を「第21条」に、「第18条」を「第22条」に、「第19条－第21条」を「第23条－第25条」に改める。<br/>     第2条第1号中「企業局」を「高知県公営企業局（以下「公営企業局」という。）」に改め、同条第2号及び第3号中「高知県企業局組織規程」を「高知県公営企業局組織規程」に改め、同条第4号中「及び事業所の所長」を「並びに事業所の所長及び病院の院長」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。<br/>     (4) 病院 高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第2条第5項に規定する病院をいう。<br/>     第2条に次の1号を加える。<br/>     (6) 総務課 高知県公営企業局組織規程第3条に規定する本局の総務課をいう。<br/>     第5条第2項中「総括安全衛生管理者は、企業局次長」を「前項の総括安全衛生管理者（以下「総括安全衛生管理者」という。）は、公営企業局次長」に改め、同条第3項中「工務課長」を「総務課長」に改める。</p> |
| 孫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1日                         |    |      |    |        |    |    |                |  |    |  |              |  |    |  |                  |  |    |  |                    |  |    |  |                            |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 兄弟姉妹                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 3日                         |    |      |    |        |    |    |                |  |    |  |              |  |    |  |                  |  |    |  |                    |  |    |  |                            |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| おじ又はおば                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1日                         |    |      |    |        |    |    |                |  |    |  |              |  |    |  |                  |  |    |  |                    |  |    |  |                            |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 姻族                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 配偶者の父母又は父母の配偶者             |    |      |    |        |    |    |                |  |    |  |              |  |    |  |                  |  |    |  |                    |  |    |  |                            |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 7日                         |    |      |    |        |    |    |                |  |    |  |              |  |    |  |                  |  |    |  |                    |  |    |  |                            |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 配偶者の子又は子の配偶者               |    |      |    |        |    |    |                |  |    |  |              |  |    |  |                  |  |    |  |                    |  |    |  |                            |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1日                         |    |      |    |        |    |    |                |  |    |  |              |  |    |  |                  |  |    |  |                    |  |    |  |                            |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 配偶者の祖父母又は祖父母の配偶者           |    |      |    |        |    |    |                |  |    |  |              |  |    |  |                  |  |    |  |                    |  |    |  |                            |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1日                         |    |      |    |        |    |    |                |  |    |  |              |  |    |  |                  |  |    |  |                    |  |    |  |                            |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 配偶者の兄弟姉妹又は兄弟姉妹の配偶者         |    |      |    |        |    |    |                |  |    |  |              |  |    |  |                  |  |    |  |                    |  |    |  |                            |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1日                         |    |      |    |        |    |    |                |  |    |  |              |  |    |  |                  |  |    |  |                    |  |    |  |                            |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 配偶者のおじ若しくはおば又はおじ若しくはおばの配偶者 |    |      |    |        |    |    |                |  |    |  |              |  |    |  |                  |  |    |  |                    |  |    |  |                            |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1日                         |    |      |    |        |    |    |                |  |    |  |              |  |    |  |                  |  |    |  |                    |  |    |  |                            |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

第7条第2項中「安全衛生管理責任者」を「前項の安全衛生管理責任者」に改める。

第9条第1項中「本局の課及び事業所」を「事業所及び病院」に改め、同条第2項中「当該本局の課又は事業所の所属長の職にある者をもって充てる」を「総括安全衛生管理者が選任する」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 病院の衛生管理者の数は、高知県立安芸病院及び高知県立幡多けんみん病院にあっては各2人、高知県立芸陽病院にあっては1人とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(衛生推進者)

**第9条の2** 本局の課に法第12条の2に規定する衛生推進者(以下この条において「衛生推進者」という。)を置く。

2 衛生推進者は、各課の課長補佐の職にある者をもって充てる。

3 衛生推進者は、第6条各号に掲げる事項を所掌する。

第10条第1項中「本局及び事業所」を「病院」に改め、同条第2項中「企業局長(第12条において「局長」という。)」を「当該病院の職員のうちから総括安全衛生管理者」に改め、同条の次に次の1項を加える。

3 総括安全衛生管理者は、必要があると認めるときは、当該病院の職員以外の者から別に産業医を選任するものとする。

第11条第1項各号を次のように改める。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 作業環境の維持管理に関すること。
- (3) 作業の管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
- (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

第4章中第21条を第25条とし、第20条を第24条とし、第19条を第23条とする。

第3章中第18条を第22条とする。

第17条の見出し中「安全衛生委員会の」を削り、同条中「、総務課において」を「総務課において、職場安全衛生委員会の処務は電気工水課において、職場衛生委員会の処務は当該所属においてそれぞれ」に改め、第2章中同条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

(報告)

**第20条** 職場安全衛生委員会又は職場衛生委員会の議長は、職場

安全衛生委員会又は職場衛生委員会を招集したときは、その開催の状況を別記第3号様式による職場安全衛生委員会・職場衛生委員会開催状況報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第16条の見出し中「安全衛生委員会の」を削り、同条第1項及び第2項中「安全衛生委員会」を「安全衛生委員会、職場安全衛生委員会及び職場衛生委員会」に、同条第4項中「安全衛生委員会」を「安全衛生委員会、職場安全衛生委員会又は職場衛生委員会」に改め、同条を第19条とする。

第15条の見出し中「安全衛生委員会の」を削り、同条第1項中「安全衛生委員会」を「安全衛生委員会、職場安全衛生委員会及び職場衛生委員会」に改め、同条第2項中「安全衛生委員会」を「安全衛生委員会、職場安全衛生委員会又は職場衛生委員会」に改め、同条を第18条とし、同条の前に次の1条を加える。

(議長)

**第17条** 安全衛生委員会、職場安全衛生委員会及び職場衛生委員会の議長は、安全衛生委員会にあっては総括安全衛生管理者、職場安全衛生委員会にあっては電気工水課長、職場衛生委員会にあっては当該所属長がなるものとする。

第14条を削る。

第13条の見出し中「安全衛生委員会の」を削り、同条第1項中「前条第3項第2号及び第3号」を「第13条第3項第2号及び第4号、第14条第3項第2号並びに前条第3項第2号及び第4号」に、「1年」を「2年」に改め、同条を第16条とし、同条の前に次の2条を加える。

(職場安全衛生委員会)

**第14条** 電気事業及び工業用水道事業(高知県公営企業の設置等に関する条例第1条第1項第1号及び第2号に掲げる電気事業及び工業用水道事業をいう。)を所管する総務課、電気工水課(高知県公営企業局組織規程第3条に規定する本局の電気工水課をいう。以下同じ。)、高知県公営企業局発電管理事務所及び高知県公営企業局総合制御所(以下この条において「企業所属」という。)を合わせて職場安全衛生委員会を置く。

2 前項の職場安全衛生委員会(以下「職場安全衛生委員会」という。)は、企業所属における前条第2項各号に掲げる事項を審議し、安全衛生委員会に対して意見を述べることができる。

3 職場安全衛生委員会は、次に掲げる委員9人をもって組織する。

- (1) 企業所属の所属長
- (2) 企業所属の職員で、安全衛生に関し経験を有するもののうちから所属長が選任した者

4 所属長は、前項第2号の規定により委員を選任したときは、速やかに別記第2号様式による職場安全衛生委員会・職場衛生委員会委員選任報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(職場衛生委員会)

**第15条** 病院に職場衛生委員会を置く。

2 前項の職場衛生委員会(以下「職場衛生委員会」という。)は、当該病院内における第13条第2項各号に掲げる事項を審議し、安全衛生委員会に対して意見を述べることができる。

3 職場衛生委員会は、次に掲げる委員9人をもって組織する。

- (1) 当該病院の所属長
- (2) 当該病院の衛生管理者のうちから所属長が選任した者
- (3) 当該病院の産業医
- (4) 当該病院の職員で、衛生に関し経験を有するもののうちから所属長が選任した者

4 所属長は、前項第2号及び第4号の規定により委員を選任したときは、速やかに別記第2号様式による職場安全衛生委員会・職場衛生委員会委員選任報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第12条第1項中「企業局の」を「公営企業局の」に、「高知県企業局安全衛生委員会」を「高知県公営企業局安全衛生委員会」に改め、同条第2項中「局長」を「公営企業局長」に改め、同条第3項中「9人」を「13人」に改め、同条第2号及び第3号中「局長」を「公営企業局長」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加え、同条を第13条とする。

(3) 産業医のうちから公営企業局長が選任した者

第11条の次に次の1条を加える。

(作業主任者)

**第12条** 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条各号に掲げる作業を行う病院に法第14条に規定する作業主任者(以下この条において「作業主任者」という。)を置く。

2 作業主任者は、当該作業に従事する職員のうちから当該病院の所属長が選任する。

3 所属長は、作業主任者を選任したときは、速やかに別記第1号様式による作業主任者選任報告書により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

4 作業主任者は、当該作業に係る危険防止に関する業務を行う。

附則の次に次の3様式を加える。

**別記****第1号様式** (第12条関係)

## 作業主任者選任報告書

年　月　日

総括衛生管理者 様

所属長

印

次のとおり報告します。

|          |             |               |
|----------|-------------|---------------|
| 作業の名称    |             |               |
| 所属       | 名称          |               |
|          | 所在地         |               |
|          | 作業従事職員数     |               |
| 作業主任者    | 職名及び氏名      |               |
|          | 生年月日        | 年　月　日 (　歳)    |
| 免許又は講習の別 | 区分          | 免許 (　) 級 ・ 講習 |
|          | 免許証又は修了証の番号 | 第　　号          |
|          | 交付者         |               |
| 作業設備の概要等 |             |               |
| 選任年月日    | 年　月　日       |               |
| 参考事項     |             |               |

注 1 この報告書は、作業の種類ごとに提出すること。

2 「作業設備の概要等」欄は、作業設備の規模及び作業量を記入すること。

**第2号様式** (第14条、第15条関係)

## 職場安全衛生委員会・職場衛生委員会委員選任報告書

年　月　日

総括衛生管理者 様

所属長

印

次のとおり報告します。

|    |     |    |    |    |    |  |
|----|-----|----|----|----|----|--|
| 所属 | 名称  |    |    |    |    |  |
|    | 所在地 |    |    |    |    |  |
|    | 職員数 |    |    |    |    |  |
| 委員 | 職名  | 氏名 | 年齢 | 性別 | 備考 |  |
|    |     |    |    |    |    |  |
|    |     |    |    |    |    |  |
|    |     |    |    |    |    |  |
|    |     |    |    |    |    |  |
|    |     |    |    |    |    |  |
|    |     |    |    |    |    |  |

注 1 職場衛生委員会の場合は、題名に各病院の名称を付すること。

2 「備考」欄には、安全管理者、衛生管理者又は職員労働組合推薦者の区分を必ず記入すること。

**第3号様式** (第20条関係)

## 職場安全衛生委員会・職場衛生委員会開催状況報告書

年　月　日

総括衛生管理者 様

所属長

印

次のとおり報告します。

| 開催年月日 | 年　月　日 |      |
|-------|-------|------|
| 出席委員数 | 人     |      |
| 議題    | 審議状況  | 処理状況 |
|       |       |      |

注 職場衛生委員会の場合は、題名に各病院の名称を付すること。

**附 則**  
この規程は、平成19年4月1日から施行する。